

## 1 貸付対象者

(1) 東日本大震災（原子力災害被災地域に限る）により被災した生徒・学生

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故による被災地域（以下、「原子力災害被災地域」という。）において被災し、修学困難と認められる世帯の生徒・学生

※原子力災害被災地域

全域：富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯舘村

一部地域：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市

(2) 大規模災害により被災した生徒・学生

大規模災害とは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定され、尚且つ甚大な被害をもたらした災害（地震は最大震度が7以上であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

なお、対象となる災害は下記のとおりである。

ア 令和元年台風第19号

イ 令和2年7月豪雨

ウ 令和3年度に国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）の対象となる災害

## 2 対象学種・学年

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）の全学年

3 貸付月額 ※自宅外加算 5,000 円は適用しない。

学 種	貸 付 月 額	
	国公立	私 立
高等学校・高等専門学校	18,000 円	35,000 円
専修学校（高等課程）	——	35,000 円
専修学校（専門課程）	45,000 円	53,000 円

4 特別募集受付期間

令和 4 年 3 月 15 日（火）まで（随時）

※受け付けたお申込みについては随時審査を行い、速やかに採用決定いたします。

5 貸付期間

令和 3 年 4 月から正規の修業年限の終了する月まで

※4 月の入学・転学時に遡って対象とする。

6 申込要件

(1) 申込者（生徒・学生本人）が、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学していること。ただし、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学する生徒は、通学する学校が都内にあること。なお、転入学の手続によらない「事実上の就学」の場合を含むものとする。

(2) 申込者（生徒・学生本人）及び保護者（所得税法上の扶養者）が、申込時点で都内に居所を置き、都内に一定期間居住する意思のあること。

※一定期間（概ね 1 年程度）

※住民票を都内に移すことまでは求めない。

※保護者が被災によるやむを得ない理由により都外に居住していても、一時的な状況として差し支えない。

(3) 申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。

※経済的理由については、一般募集の貸付基準に準ずるものとする。また、毎年度所得状況の確認を行う。被災により、経済的に困窮した場合については、一般募集における「火災、風水害又は盜難等の被害を受けた世帯」に対する控除よりも、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間額について、対象範囲を広く捉え、より弾力的に取り扱う。

※1 (2) の貸付対象となる大規模災害のうち、「イ 令和 2 年 7 月豪雨」及び「ウ 令和 3 年度に国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）の対象となる災害」については、所得証明書等による通常の手続きでは所得要件の確認が困難である場合には、以下の確認方法を用いて認定する。

- ・被災により主たる家計維持者が死亡したことが確認できる書類による認定
- ・被災により主たる家計維持者が離職・休職したことが確認できる書類による認定
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定

- (4) 申込者本人が、同種の奨学金を他から借り受けていないこと。  
※出身県の奨学金との併用は認めない。
- (5) 申込者本人が、東日本大震災又は大規模災害により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金等（一時的な支援を行う給付金等を除く。）を受けていないこと。
- (6) 連帯保証人を立てること。申込時に1名（原則として父母）、貸付終了時に1名（別生計）立てるものとする。  
※ただし、貸付終了時の連帯保証人が立てられない場合には、一部要件を緩和する等、弾力的に取扱って差し支えない。
- (7) 日本国籍がない場合には、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。
- (8) 同一学種等で、過去に東京都育英資金を借り受けていること。
- (9) 大学院に在学したことがないこと。
- (10) 返還期間の末日に、満65歳を超えないこと。

## 7 提出書類

一般募集用に配付した申込書等を使用し、一般募集に準じて下記書類を作成してください。

	提出書類	備考
(1)	推薦者一覧表：右上余白に『震災特別』と朱書きしてください。	※学校作成
(2)	被災者申込み状況確認票 ※別紙参照	※学校作成
(3)	罹災証明書又は被災証明書	
(4)	東京都育英資金貸付申込書	
(5)	東京都育英資金口座振込依頼書	
(6)	住民票：都内に住所がない場合には、都内の居所が確認できる書類もあわせて提出してください。	
(7)	<p>【東日本大震災（原子力災害被災地域に限る）及び令和元年台風第19号】</p> <p>・「所得及び扶養状況等に関する証明書」（毎年度提出が必要）</p> <p>【令和2年7月豪雨及び令和3年度に当該事業の対象となる大規模災害】</p> <p>・「所得及び扶養状況等に関する証明書」（毎年度提出が必要）</p> <p>※所得証明書等による通常の手続きでは所得要件の確認が困難である場合は、下記の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計維持者が死亡：死亡届、死亡診断書、住民票（除票）等死亡を証する公的書類</li> <li>・家計維持者の離職・休職：離職証明書、雇用保険受給資格者証等離職・休職の事実が確認できる書類</li> <li>・市町村民税、固定資産税等の被災による減免を証明する書類</li> </ul>	